

国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議規則

平成16年4月1日

規則第4号

改正 平成21年3月31日規則第12号
平成24年3月14日規則第2号
平成26年3月24日規則第11号
平成27年2月3日規則第2号
平成29年3月8日規則第11号
平成31年3月13日規則第12号
令和4年3月9日規則第7号
令和8年3月11日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)
第12条第2項及び国立大学法人鳴門教育大学学則(平成16年学則第1号)第9条の
規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議(以下「学長選考等会議」
という。)の組織及び運営等について定める。

(組織)

第2条 学長選考等会議は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって
組織する。

- (1) 経営協議会委員(法第20条第2項第3号の規定により同委員に任命された者(以
下「学外委員」という。)に限る。)の中から経営協議会において選出された者 4
人以内
- (2) 教育研究評議会評議員の中から教育研究評議会において選出された者 4人以内
(任命及び任期)

第3条 委員は、学長が任命する。

- 2 委員の任期は、前条に掲げる経営協議会又は教育研究評議会の任期と同一とし、再任
を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第4条 学長選考等会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事
- (2) 学長の任期に関する事
- (3) 学長の業績評価に関する事
- (4) 学長の解任に関する事(法第17条第1項の規定に基づく解任を除く。)
- (5) 学長に不正行為や法令違反等のおそれがあると監事から報告を受けたとき又は学長
の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について
報告を求める事
- (6) その他学長の選考・解任に関する重要な事項

(議長)

第5条 学長選考等会議に議長を置き、委員の互選により選出する。

2 議長は、学長選考等会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代行する。

(定足数)

第6条 学長選考等会議は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、学外委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決方法)

第7条 学長選考等会議の議事は、学長候補者の選考においては合議により、学長の解任においては出席者の4分の3以上の数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を学長選考等会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 学長選考等会議の事務は、法人運営部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長選考等会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。